

■滝沢市行政基本条例の概念図

〔第1章(第1条)目的〕

市民の信頼と負託にこたえ、市民主体による自治を基本とする行政運営の確立

市(団体)

第2章(第3～6条)行政運営の原則

- 市民の信託に基づく行政運営
- 健全で計画的な財政運営
- 効果的かつ効率的な事務事業実施
- 行政運営の透明性
- コンプライアンスの徹底
- 行政組織の整備と職員の育成
- 市民・議会との協力関係

市の政策は総合計画に基づき実施
(自治基本条例第9条第4項)

第4章(第11～13条)総合計画

- 総合計画の構成及び期間
- 総合計画の位置付け
- 市長方針、政策・施策方針
- 分野別計画等との関係

政策の形成過程
で市民の意向を
把握する仕組み

第3章(第7～10条) 市の経営に関する 理念

- 経営理念
- 経営の姿勢
- 行動指針

職員行動・判断の基準

「市の経営」に関する
基本的価値観を規定

あらゆる場面での
共通認識へ

第5章(第14～16条) 市民参加の推進

- 行政情報の共有
- 市民参加の方法
- 市民意見への対応

職員(個人)

第6章(第17～20条) 職員のコンプライアンス の原則

法令等、社会
規範、職員倫
理、職場モラル
の遵守

職員の倫理原則

(職員倫理に関する共通の決まりごと)

職員の行動原則

(地域づくり、事業実施など、職務上の
行動に関する共通の決まりごと)

任命権者
の責務

管理監督者
の責務

市長・教育長
の実践範囲

部課長等
の実践範囲

〔第7章(第21条)条例の検証〕

条例の運用状況、市民の意見の変化を検証>>条例の見直し・仕組みの改善